

特定非営利活動法人子育てサポートおうみはしまんすくすく定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人子育てサポートおうみはしまんすくすくという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を滋賀県近江八幡市西元町59番地に置く。

第2章 目的および事務

(目 的)

第3条 この法人は、子育てに援助が必要な保育者やその家族、その他の手助けを必要とする人々に対して住民参加と助け合いの精神のもとに地域に根ざした保育サービスを提供し、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動

(事 業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 子どもの保育等、育児支援にかかる事業
- (2) 高齢者および障害者の支援にかかる事業
- (3) 人材の育成および研修にかかる事業
- (4) その他、この法人の目的を達成するため必要と認める事業

第3章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会した個人

(2) 特別会員・名誉会員

この法人に功績のあった者、又は学識経験者で特別会員・名誉会員として理事会において推薦された個人

(入会)

第7条 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 特別会員・名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾を持って特別会員・名誉会員となる。

(入会金および年会費)

第8条 正会員は、総会において別に定める入会金および年会費を納入しなければならない。途中入会の場合も、別に定めるとおり納入しなればならない。

2 正会員が一旦納入した入会金および年会費は、その理由を問わずこれを返還しない。

(退会)

第9条 会員は、退会の届出を理事長に提出して、任意に退会することができる。

2 会員が次の各号の一に該当するときは退会したとみなす。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 除名になったとき。
- (3) 退会届を提出したとき。
- (4) 継続して2年以上会費を滞納したとき。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その会員に事前に弁明する機会を与えたうえで、理事会において出席理事の3分の2以上の議決に基づき除名することができる。

- (1) この定款又は規則等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、またはこの法人の目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員

(役員の種別および定数)

第11条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名～10名
- (2) 監事 1名

2 役員の内には、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以

内の親族が、1人を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者および3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれてはならない。

(役員の選任等)

第12条 理事および監事は、正会員の中から総会において選任する。

2 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

3 理事の中からその互選によって、次の役職者を選任する。

(1) 理事長 1名

(2) 専務理事 1名

(3) 常務理事 1名

(理事の職務)

第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総括する。

2 専務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を掌理し、理事長に事故あるときまたは理事長が欠けたときはその職務を代行する。

3 常務理事は、理事会の議決に基づき、この法人の業務を分担して処理する。

4 理事は、理事会の構成員として法令・定款および総会の議決に基づき、この法人の業務の執行を決定する。

(監事の職務)

第14条 監事は次の業務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に
関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実
があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報
告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集するこ
と。

(5) 第1号および第2号の点に関して、理事に個別に意見を述べ、
必要により理事会の招集を請求すること。

(役員の任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員によって就任した役員の任期は、前任者または現任者の
任期の残任期間とする。

3 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまではそ
の職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、その役員に弁明の機会を与えた上で理事会において3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反があると認められるとき。
- (3) その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員の報酬等)

第18条 役員のうち常勤またはそれに準ずる役員は、理事会の議決により有給とすることができ、その他の役員は無給とする。

2 前項の有給役員は、役員総数の3分の1以下でなければならない。

3 役員には、その職務執行に必要な費用を弁償することができる。

第5章 総会

(総会の設置)

第19条 この法人に総会を設ける。

(構成)

第20条 総会は、この法人の最高の意思決定機関であって正会員をもって構成する。

2 正会員以外の他の会員は、総会に出席し意見を述べることができる。

3 総会は、定時総会および臨時総会とする。

(権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
 - (2) 解散
 - (3) 合併
 - (4) 入会金および年会費の額
 - (5) 事業計画および活動予算ならびにその変更
 - (6) 事業報告および活動決算
 - (7) 役員の選任
 - (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。）
- その他新たな義務の負担および権利の放棄

(9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第22条 定時総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員の総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 監事から招集があったとき。

(総会招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号によって監事が招集する場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに正会員に対して通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会出来ない。

(総会議決)

第26条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の2分の1以上をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会における書面表決等)

第27条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項および第39条の適用については、総会に出席したものとみなす。

3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(会議の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時および場所

(2) 正会員総数および出席者数（書面表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要および議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(理事会)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

2 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) 総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(4) その他緊急かつ軽微な事項の決定に関する事項

(理事会の開催)

第30条 理事会は、次に揚げる場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 監事から招集の請求があったとき。

2 理事長は、前項第2号および第3号の請求があったときは、その日から7日以内に理事会を招集しなければならず、理事長がその期間内にこれを行わないときは請求者が自ら招集できるものとする。

(理事会の議事)

第31条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長が欠席の場合はその出席理事の中から議長を選出する。

3 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

4 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

5 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事に表決を委任することができる。

6 前項の規定により表決した理事は、第4項の適用については、理事会に

出席したものとみなす。

7 理事会の議事については議事録を作成する。議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人が署名しなければならない。

第7章 資産および会計

(資産の構成)

第32条 この法人の資産は、設立当初の財産目録に記載された資産、入会金、年会費、寄付金品、事業に伴う収入、財産から生じる収入、その他の収入をもって構成する。

(財産の管理等)

第33条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

2 この法人の経費は資産をもって支弁する。

(事業計画および活動予算、事業報告および活動決算)

第34条 この法人の事業計画、活動予算は、総会の議決を経て定める。

2 活動決算は、事業年度終了後速やかに、理事長が作成し、事業報告書、財産目録、貸借対照表および活動計算書とともに監事の監査を受け、総会において承認を得なければならない。

3 この法人の会計については、一般会計のほか、必要により特別会計を設けることができる。

(暫定予算)

第35条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで全事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出と見なす。

(予備費の設定および使用)

第36条 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加および更生)

第37条 予算の議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加または更生することができる。

(事業年度)

第38条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第39条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(合併)

第40条 この法人は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得て合併することができる。

(解散)

第41条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動にかかる事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠乏
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第42条 この法人が解散（合併または破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち民法第34条の規定により設立された法人もしくは地方公共団体に譲渡するものとする。

第9章 事務局

(事務局の設置等)

第43条 この法人の事務を処理するため事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長および所要の職員を置く。
- 3 事務局長および職員は理事長が任免する。
- 4 事務局の組織および運営に関し必要な事項は理事会において定める。

第10章 雜 則

(公 告)

第44条 この法人の公告はこの法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

(委 任)

第45条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は理事会の議決を経て、理事長がこれを別に定める。

付則

- 1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第12条第1項の規定にかかわらず次に掲げる者とする。その任期は第15条第1項の規定にかかわらず成立の日から平成15年4月30日までとする。

理 事 長 伊藤 幸枝

専務理事 福田 昭子

常務理事 千代 幸子

監 事 田熊千代子

- 3 この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第34条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第38条の規定にかかわらず、成立の日から平成14年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の入会金および年会費は、第8条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。

- | | | |
|---------|-----|--------|
| (1) 正会員 | 入会金 | 1,000円 |
| (2) 正会員 | 年会費 | 300円 |

